

## 介護職員に対するハラスメントについて

厚生労働省の通知により、今年度からハラスメント対策が義務付けられました。介護職員に対するさまざまなハラスメントが、近年、全国のニュースでも報じられ、大きな問題になっています。介護事業所での対策を強化するよう国からも求められており、当事業所でもハラスメントの防止・対策を強化しています。ご利用者・ご家族の皆様にもご理解・ご協力をお願い申し上げます。

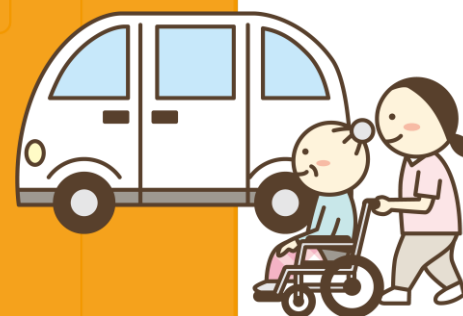
### ■介護職員に対するハラスメントの分類と具体例

次のような行為は、ハラスメントと捉えられることがあります。

ハラスメントの分類	ハラスメントの具体例・事例
<b>身体的暴力</b> 身体的な力を使って 危害を及ぼす行為	・たたく ・服を強く引っ張る ・手を払いのける ・突き飛ばす ・蹴る ・物を投げつける ・手をひっかく、つねる ・唾を吐く
<b>精神的暴力</b> 個人の尊厳や人格を 言葉や態度によって 傷つけたり、おとしめたりす る行為	・大声を発する ・怒鳴る ・職員にいやがらせをする ・威圧的な態度で文句を言い続ける ・家族が利用者の発言をうのみにし、理不尽な要求をする ・「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する ・介助の一挙一動にダメ出しをする ・「たくさん保険料を支払っている」と過剰なサービスを 要求し、断ると文句を言う ・滞納した利用料金について、「請求しなかった事業所にも 責任がある」として支払いを拒否する
<b>セクシャル ハラスメント</b> 意に沿わない性的誘いか け、好意的態度の要求な ど、性的な嫌がらせ行為	・「今日はデート？」などプライベートについて聞く ・「きみ可愛いね」などと言う ・個人の体つきを話題にする ・卑猥な言動を繰り返す ・隠し撮りをする ・必要もなく手や腕を触る ・尻や脚、胸を触る ・「女(男)」は〇〇するべきなど性別による決めつけを言う

### ■ハラスメントを防ぐための当事業所の対応について

職員による虐待も、職員に対するハラスメントもあってはならないものです。ご利用者・ご家族の皆様が当事業所を気持ちよく利用できる環境、また職員が気持ちよく働ける環境となるよう、ご協力をお願い申し上げます。



Free  
Paper